

平成24年8月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 渡 邊 俊 介

平成24年(ワ)第52号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年6月22日

判 決

北海道標津郡中標津町

原 告 木 村 富 士 子

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 滝 実 恵

同 指 定 代 理 人 青 野 初 恵

同 木 内 哲 夫

同 和 島 秀 敏

同 保 田 正 明

同 松 下 洋

同 内 山 宏 之

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成23年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、国家公務員である裁判官らが違法行為を是認する違法な訴訟指揮を行ったことにより、原告が有形無形の損害を受けたとして、原告が被告に対し、

国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いが無い事実及び証拠等により容易に認定できる事実）

- (1) 原告は、北海道を被告として、釧路地方裁判所に対し、損害賠償請求訴訟（釧路地方裁判所平成23年（ワ）第112号損害賠償請求事件、以下「別件訴訟」という。）を提起した。別件訴訟の第1回口頭弁論期日は平成23年9月27日に開かれた。当該期日において別件訴訟の裁判所を構成した裁判官は、裁判長裁判官小西洋、裁判官廣瀬裕亮、裁判官中村英晴の3名（以下、3名併せて「別件裁判官ら」という。）であった。
- (2) 別件訴訟において被告となった北海道の代表者である北海道知事高橋はるみは、別件訴訟の追行に関し、北海道警察本部に所属する北海道の職員である地紙昭、林修久、佐藤伸治、藤田大、原口貴大、林幸宏、佐藤将史、村中信行、関渡及び大川善照を北海道の代理人に指定し（以下「別件指定代理人ら」という。）、弁護士齋藤隆広を訴訟代理人に選任した。（甲1、2）
- (3) 別件訴訟の上記第1回口頭弁論期日において、原告は、別件裁判官らに対し、「警察官が訴訟代理人というのは違法ではありませんか。」と質問した。それに対し別件裁判官らは「違法ではありません。」と答え、別件指定代理人らが訴訟行為を行うことを容認した。

2 原告の主張

- (1) 民事訴訟法54条1項は「弁護士でなければ訴訟代理人となることはできない」と規定しており、別件指定代理人らのような警察官が訴訟代理人となることは、上記規定に違反するいわゆる非弁行為に該当する。
- (2) 被告は、地方公共団体の長が所属の職員を訴訟代理人に選任することは最高裁判所も前提としていると主張して2つの最高裁判所裁判例を引用するが、これらはいずれも今から56年ないし59年も昔のものである。当

時の社会情勢は、太平洋戦争で無条件降伏を余儀なくされ、朝鮮戦争を契機に経済の復興・再建がやっと軌道に乗り始めたころであり、現在の民主憲法を支えるインフラ（下部構造）も脆弱な時代であった。弁護士の数も現在の5分の1以下であり、しかも都市部に集中していたため、都道府県・市町村等多数の地方公共団体の訴訟代理人を弁護士に限定すると代理人訴訟が成立しなかったと推認される。このような混乱した時代の裁判例が現在にも通じるものとして一般化され得るかははなはだ疑問であり、地方公共団体の職員なら誰でも訴訟代理人になれるという国家公益を損なう解釈が容認されるべきではない。

- (3) さらに、警察官は、警察法2条1項で警察官の責務を限定列挙し、同条2項で不偏不党かつ公平中正に1項で限定列挙された責務を遂行する職務上の義務を負っているところ、警察官が訴訟代理人になるということは、地方公共団体という当事者一方の利益に加担するものである。これは警察官に求められる公平中正な責務の遂行とはいえない。仮に百歩譲って地方公共団体の長が地方自治法153条1項により地方公共団体の職員なら誰でも訴訟代理人に指定できるとしても、警察官が訴訟代理人になることは、警察官の身分を失わない限り、警察法2条に違背して違法となる。
- (4) にもかかわらず別件裁判官らは、違法であるはずの非弁護士による訴訟行為を容認した。このような別件裁判官らの訴訟指揮は、明らかな犯罪行為（不法行為）である。
- (5) 別件裁判官らが適法な裁判行為を装いながら違法な職務行為（職権濫用・犯人隠避行為）を行ったことにより、原告に有形無形の損害が発生した。損害を金額に見積もると160万円であるが、原告は、その一部である10万円について、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害の賠償を請求する。

3 被告の反論

- (1) 地方自治法上、普通地方公共団体を代表する者は当該地方公共団体の長であり、地方自治体を当事者とする訴訟については、特別の定めが置かれている場合を除き、当該地方公共団体の長が代表する。そして地方自治法153条1項は、地方公共団体の長の権限に関し、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれを臨時に代理させることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、法令上の制限又は当該事務の性質に反しない限り、その権限に属する事務の一部であれば、いかなる事務でも代理させることができる。したがって、地方公共団体の長は、地方自治体を当事者とする訴訟については、地方自治法153条1項の規定により、その所属の職員を訴訟代理人に選任することができる。
- (2) この点については、下級裁判所の裁判例も同様に判断し、最高裁判所の裁判例においても前提とされているところであって（最高裁昭和29年6月15日第三小法廷判決・民集8巻6号1105ページ、最高裁昭和31年10月12日第二小法廷判決・裁判集民事23号543ページ）、異論のないところであり、確立された裁判実務の運用である。
- (3) したがって、別件裁判官らが、訴訟代理人に選任された別件指定代理人らの訴訟追行を是認した訴訟指揮に何ら違法・不当はない。

第3 裁判所の判断

- 1 地方公共団体の長は、地方自治体を当事者とする訴訟について、地方自治法153条1項の規定により、所属の職員を訴訟代理人に選任することができるのであって、その根拠は被告が主張するとおりである。
- 2 原告は、所属の職員を訴訟代理人に選任することを是認した最高裁判所の裁判例は、社会情勢が今とは大きく異なる時代のものであり、現在も同様に解されるべきではないと主張する。しかしながら、民事訴訟法54条1項本文が、法令による訴訟代理人を除き弁護士でなければ訴訟代理人になることができな

いとした趣旨は、訴訟の専門技術的な性格に鑑みて、当事者の利益保護を確実にし、手続進行の円滑化を図るとともに、いわゆる事件屋の跋扈を一般的に防止することにあるのであって、この趣旨は被告の指摘する最高裁判所の裁判例がなされたころと今も変わるものではない。そして、民事訴訟法54条1項本文に明記されているように、上記の懸念のない法令による訴訟代理人については、弁護士以外の者が訴訟代理人となることも法が当然に予定するところである。

- 3 また、原告の指摘する警察法2条は、警察作用の理念・目的を定め、組織体としての警察が担当すべき事務の範囲を明らかにするものであって、これにより個々の警察官がその所属する地方公共団体の長の委任により訴訟代理人となることを禁じるものではない。
- 4 したがって、別件訴訟において北海道知事が別件指定代理人らを訴訟代理人として指定した行為は適法であり、適法な権限に基づき訴訟行為を行った別件指定代理人らの訴訟追行も適法であるから、これを容認した別件裁判官らの行為には何らの違法も認められない。
- 5 よって、その余の点を論ずるまでもなく、原告の請求には理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

釧路地方裁判所民事部

裁判官 河 本 晶 子

これは正本である。

平成24年8月9日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 渡邊俊介

